

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

三四

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

三四

告 示

○青少年に有益な映画として推奨する件

三四

○青少年に有害な図書類として指定する件

三四

○福島県ツキノワグマ保護管理計画を定めた件

三四

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件

三四

○土地改良区の定款の変更を認可した件

三四

○県営土地改良事業計画を変更した件

三四

○道路の区域を変更する件

三四

公 告

○福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況

三五

公表する件

三四

○福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件

三四

○登録販売者試験を実施する件

三五

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件四件

三五

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

三五

○福島県議会

三五

○福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件

三五

福島県公安委員会

○銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の二及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則

三五

○福島県道路交通規則の一部を改正する規則

三五

○警備員検定合格者審査を実施する件

三五

○福島県監査委員

三五

○地方自治法により包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件

三五

○福島県労働委員会

三五

○あつせん員候補者として委嘱した

三五

件

福島県収用委員会

三五

○土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件

三五

○平成二十一年四月十七日付け定例
第二千七百三十三号

三六

正 誤

規 則

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年五月二十九日
福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十八号

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例施行規則(昭和四十四年福島県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

福島県立テクノアカデミー条例施行規則
第一条第一項を次のように改める。

福島県立テクノアカデミー条例(昭和三十九年福島県条例第五十三号)第三条第一項に規定する短期大学校(以下単に「短期大学校」という。)の専門課程及び同条第二項に規定する開発校(以下単に「開発校」という。)の普通課程の訓練科ごとの各学年における学生の定員は、別表のとおりとする。

第一条第二項中「並びに郡山職業能力開発校及び高等技術専門学校」を「及び開発校」に改める。

第二条中「郡山職業能力開発校及び高等技術専門学校」を「及び開発校」に、「郡山職業能力開発校又は高等技術専門学校」を「又は開発校」に改める。

第三条中「郡山職業能力開発校又は高等技術専門学校における」を「又は開発校の」に改める。

第七条第二項中「テクノアカデミー又は高等技術専門学校」を「福島県立テクノアカデミー」に改める。

第二十条中「郡山職業能力開発校及び高等技術専門学校」を「及び開発校」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第一条関係)

名 称	施 設	訓練課程	訓練科	学生定員

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

福島県立テクノアカデミー浜				福島県立テクノアカデミー会津				福島県立テクノアカデミー郡山					
福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学校				福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校				福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校					
普通課程				普通課程				普通課程					
電子制御科	機械技術科	自動車整備科	建築科	計測制御工学科	自動車整備科	環境システム科	電気配管設備科	電気システム科	観光サービス科	観光プロデュース学科	建築科	組込技術工学科	精密機械工学科
二〇人	一五人	二〇人	一五人	二〇人	二〇人	二〇人	三〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	三〇人	二〇人

第一号様式(その二)中

科

科	無
---	---

「(一)備考1中「の認定職業訓練」及び「の普通職業訓練」を削り、同様式(その二)を

入学希望科名等	専門課程・普通課程	
入学希望科名等	第1希望	第2希望
科名等	有	有
課程	課程	課程

削り、同様式(その三)中

--	--	--	--

を削り、同様式(その三)に備考として次のように加え、同様

式(その三)を同様式(その二)とする。

備考 この願書は、専門短期課程又は短期課程の学生として入学しようとする場合に使用すること。

附則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十二年三月三十一日に次の表の上欄に掲げる科の学生である者で、引き続き

この規則の施行の日以後も在学するものは、同日以後の同表の下欄に掲げる科の学生となるものとする。

福島県立会津高等技術専門校観光サービスク	福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校観光サービスク
福島県立会津高等技術専門校電気システム科	福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校電気システム科
福島県立会津高等技術専門校環境システム科	福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校環境システム科
福島県立会津高等技術専門校自動車整備科	福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校自動車整備科
福島県立浜高等技術専門校電子制御科	福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発校電子制御科
福島県立浜高等技術専門校建築科	福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発校建築科
福島県立浜高等技術専門校自動車整備科	福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発校自動車整備科

(産業人材育成課)

福島県規則第五十九号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二福島県営高坂団地の項中

一号棟から五号棟まで

○・八四

を

一号棟	○・八六
二号棟から五号棟まで	○・八四

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第三百五十一号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一九一	彼女の名はサビーヌ	配給・アップリンク	推奨対象 高校生、青年及び一般

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第三百五十二号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六四九五	書籍	南極1号伝説	バジリコ株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四九六	コミック	くの一魔宝伝 ② (44266-33)	株式会社集英社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四九七	コミック	課外授業	株式会社コアマガジン	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、
六四九八	雑誌	萌え萌えお仕置きアイテム事典	株式会社イーグルパブリッシング	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、
六四九九	雑誌	実話ドキュメント6月号	株式会社竹書房	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、

六五〇〇	書籍	恐怖の都市伝説 ファイナル	ミリオン出版株式会社	その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五〇一	コミック	多重人格探偵 サイコ⑦	株式会社角川書店	
六五〇二	雑誌	チャンプロード 6月号 (06231106)	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五〇三	雑誌	マードラー・ウォッチャー殺人 大パニック!! (6904411)	株式会社洋泉社	
六五〇四	書籍	マリファナ・ハイ	株式会社第三書館	

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第三百五十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七條第一項の規定により、福島県ツキノワグマ保護管理計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

福島県ツキノワグマ保護管理計画書

二 縦覧の場所

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部(いわき地方振興局)あつては、(県民部)

(自然保護課)

福島県告示第三百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六條第三項において準用する同法第五條第二項に規定する添付書類を平成二十一年五月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト会津若松店

会津若松市駅前町二百三十九番十四ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 五千三百三十六平方メートル

(変更後) 六千七十二平方メートル

2 駐車場の収容台数

(変更前) 二百九十二台

(変更後) 三百七十七台

3 荷さばき施設的位置及び面積

(一) 位置(変更前) 添付図四のとおり

(変更後) 添付図五のとおり

(二) 面積(変更前) 九十二平方メートル

(変更後) 百四十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置(変更前) 添付図四のとおり

(変更後) 添付図五のとおり

(二) 容量(変更前) 十七立方メートル

(変更後) 二十七立方メートル

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前九時三十分

閉店時刻 午後八時

(変更後) 開店時刻 午前八時

閉店時刻 午後十時

6 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時十五分から午後八時十五分

(変更後) 午前七時四十五分から午後十時十五分

三 変更しようとする年月日

平成二十二年一月二十一日

四 届出年月日

平成二十一年五月二十日

五 届出をした者

日本貨物鉄道株式会社

(「添付図四」及び「添付図五」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、磐城小川江筋土地改良区から平成二十一年四月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十一日認可した。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、双潟地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年六月一日から
同 月二十二日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

会津若松市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡北塩原村大字檜原字滝ノ沢山一四三番一―地先から 同 郡同 村大字檜	変更前 変更後	九・〇〇 一四・〇〇	一七・〇〇 一七・〇〇

原字滝ノ沢山一四三番一―地先まで

一七・四

（道路計画課）

公 告

公告第二百八十八号

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。）第三十九条の規定により、平成二十一年度における各実施機関の保有個人情報の開示等の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

1 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	文 書 に よ る 開 示 請 求	口 頭 に よ る 開 示 請 求	合 計
県政情報センター	19	944	963
県政情報コーナー	24	0	24
出先機関窓口	47	8,579	8,626
警察情報センター	16	3	19
合 計	106	9,526	9,632

注

- 1 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 2 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 3 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人における窓口をいう。
- 4 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。

- 5 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により口頭により行うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう(以下同じ。)
- 6 本庁担当課による受付は、「県政情報センター」の区分に含める。
 ※ 条例第19条の訂正請求、条例第21条の4の利用停止請求についての実績はなかった。条例第24条の苦情の申出は1件あった。
- (2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	文書による請求	口頭による請求	合計
知事直轄	0	0	0
総務部	11	30	41
企画調整部	0	0	0
生活環境部	0	1	1
保健福祉部	12	98	110
商工労働部	7	10	17
農林水産部	9	0	9
土木部	6	0	6
出納局	0	0	0
企業局	0	0	0
小計	45	139	184
議会	0	0	0
教育委員会	6	8,948	8,954

公安委員会	3	0	3
警察本部長	13	3	16
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
人事委員会	4	230	234
労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
公立大学法人福島県立医科大学	31	93	124
公立大学法人会津大学	4	113	117
合計	106	9,526	9,632

2 文書による開示請求に対する決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決定等区分	件数
開全部開示	71
開一部開示	20
開小計	91

不	開	示	15
うち	公文書の存在		15
取	下げ		0
却	下		0
合	計		106

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (本人不利益情報)	0	0	0
第3号 (開示請求者以外の個人に関する情報)	15	0	15
第4号 (法人等の事業に関する情報)	1	0	1
第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	4	0	4
第6号 (犯罪捜査等情報)	5	0	5
第7号 (審議、検討及び協議に関する情報)	0	0	0
第8号 (事務又は事業に関する情報)	5	0	5
合 計	30	0	30

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき不服申立てに対する決定等の

状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

不服申立て	決				定		取下げ	審理中		
	却下	棄却	認容	一部認容	小計					
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	4	0	1	3	0	0	4	0	0

(2) 件名等

申立て年月日	件	名	決定等の区分
平成20年1月20日	平成19年11月6日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求		却 下
平成20年1月20日	平成19年12月21日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求		棄 却
平成20年3月23日	平成20年1月21日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て		棄 却
平成20年3月23日	平成20年2月8日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求		棄 却

4 事業者に対する説明等の要求等の状況

(単位 件)

説明等の要求	是正の勧告	事実の公表	苦情相談処理
0	0	0	2

(文書送達済)

公益職二五八十九号

福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」とする。)第三十

四条の規定により、平成二十年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

1 公文書の開示の請求及び申出の状況
(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求	申 出	合 計
県政情報センター	2,098	5,201	7,299
県政情報コーナー	939	58	997
出先機関窓口	98	3	101
警察情報センター	10	3	13
合 計	3,145	5,265	8,410

注

- 1 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう（以下同じ。）。
- 2 「申出」とは、福島県情報公開条例の一部を改正する条例（平成21年福島県条例第13号）による改正前の条例第32条（平成21年3月24日で廃止）の規定による公文書の任意開示の申出をいう（以下同じ。）。
- 3 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 4 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 5 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学の窓口をいう。
- 6 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。

(単位 件)

区 分	件 数
請求	

県の区域内に住所を有する者からの請求	2,855
県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体からの請求	273
県の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者からの請求	0
県の区域内に存する学校に在学する者からの請求	0
その他実施機関の行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるものからの請求	17
小 計	3,145
申出	
請求権者以外のものからの申出	5,265
合 計	8,410

(3) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	請 求	申 出	合 計
知 事 直 轄	6	0	6
総 務 部	212	46	258
企 画 調 整 部	16	1	17
生 活 環 境 部	218	56	274
保 健 福 祉 部	586	298	884
商 工 労 働 部	35	22	57

農林水産部	384	53	437
土木部	905	4,722	5,627
出納局	0	0	0
企業局	2	0	2
小計	2,364	5,198	7,562
教育委員会	98	41	139
公安委員会	1	0	1
警察本部長	9	3	12
選挙管理委員会	618	21	639
監査委員	2	0	2
人事委員会	18	0	18
労働委員会	3	0	3
収用委員会	2	0	2
海区漁業調整委員会	2	0	2
内水面漁場管理委員会	2	0	2
病院事業管理者	13	2	15
公立大学法人福島県立医科大学	13	0	13
公立大学法人会津大学	0	0	0
合計	3,145	5,265	8,410

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決定等区分	請求	申出	合計
開示	全部開示	1,470	4,854
	一部開示	1,412	340
小計	2,882	5,194	8,076
不開示	237	55	292
うち公文書の不存在	204	52	256
請求又は申出の取下げ	26	16	42
却下	0	0	0
合計	3,145	5,265	8,410

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

不開示理由	一部開示	不開示	合計
条例第7条に規定する不開示情報区分			
条例第7条第1号(法令秘情報)又は旧条例第6条第1号	1	0	1
条例第7条第2号(個人情報)又は旧条例第6条第2号	892	13	905
条例第7条第3号(事業情報)又は旧条例第6条第3号	1,150	3	1,153
条例第7条第3号(犯罪捜査等情報)又は旧条例第6条第4号	1	2	3
旧条例第6条第5号(国、地方公共団	2	0	2

体等関係情報)									
条例第7条第5号(審議、検討等情報)又は旧条例第6条第6号	10	2	12						
条例第7条第6号(事業執行過程情報)又は旧条例第6条第7号	281	17	298						
旧条例第6条第8号(合議制機関等関係情報)	0	0	0						
合 計	2,337	37	2,374						

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。
- 3 不服申立ての状況
行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

不 服 申 立 て	決 定					取下げ	審理中		
	却下	棄却	認容	一部認容	小計				
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	3	0	2	0	4	6	0	3
6									

(2) 件名等

申立て年月日	件 名	決定等の区分
平成19年7月4日	「奨学寄附金受入台帳」の一部開示決定に	一 部 認 容
	対する異議申立て	

平成19年7月4日	「受託研究台帳等」の一部開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成19年7月4日	「共同研究台帳等」の一部開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成19年10月12日	「医療材料納入業務の受託者の仕入れに関する文書」の開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成19年10月19日	「奨学寄附金受入台帳」の一部開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成20年3月23日	「交通事故事件捜査の手引き」の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成20年6月12日	「森林居住環境整備調査報告書」の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成20年12月15日	「物件見分進行確認表の様式」の却下処分に対する審査請求	棄 却
平成21年1月25日	「学籍簿」の開示決定に対する異議申立て	審 理 中

(文書法務課)

公告第百九十九号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六條の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験期日等

平成二十一年八月二十五日(火)午前十時三十分開始

二 試験場所

郡山市安積町日出山字北千保十九番地の八 福島県産業交流館(ビッグパレットふくしま)多目的展示ホール

三 受験手続

受験希望者は、平成二十一年六月一日(月)から同月三十日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に受験申請書に必要書類を添えて最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所(県外居住者は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課)に提出すること。

四 受験手数料
 一万七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験申請書にはって納入すること(消印はしないこと)。
 五 その他
 試験の詳細は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に問い合わせること。

(薬務課)

公告第二百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
 母畑地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 三本木 規 郡山市田村町正直字南三四番地

大越 一紀 同 市田村町大供字西原八七番地

矢吹 照男 同 市田村町岩作字坂ノ上六九番地

安藤 民弥 同 須賀川市塩田字筋内三三番地

近藤 敬昭 同 市小倉字新屋敷四五番地の一

服部 義夫 同 市下小山田字八沼九七番地

宗形 隆 同 市雨田字寺後五番地

石井 文和 同 市大栗字池ノ久保二三八番地の二

安田 博 同 市狸森字大内作八七番地

車田 次夫 同 石川郡玉川村大字小高字西屋敷三五番地

大竹 與吉 同 村大字岩法寺字下竹ノ内二〇番地

須藤 利夫 同 村大字川辺字館四一番地

宗形 徳次 同 村大字南須釜字長内四七番地の一

鈴木 茂夫 同 村大字北須釜字堀ノ内六九番地

加納 武夫 同 石川郡石川町字響取五四番地の八

二瓶 義雄 同 郡同 町大字中野字水内四九番地の一

吉田 達夫 同 郡同 町大字曲木字古内四三番地

曲山 正徳 同 郡同 町大字塩沢字竹ノ内三二番地

同 鈴木 健一 同 郡同 町字和久三五番地
 同 清野 宏 同 郡同 町大字沢井字十三塚三四番地の一
 同 大野 峯 同 郡同 町大字赤羽字新宿一三〇番地
 同 鈴木喜四郎 同 白河市東上野出島字谷地前一番地五
 同 藤澤 政雄 同 市東下野出島字鶴見山三五番地
 同 桐生 傳一 同 須賀川市下小山田字中里五六番地
 同 遠野 重吉 同 石川郡石川町大字湯郷渡字前ノ内一二三番地
 同 本宮 勝正 同 白河市東上野出島字板倉前一九三番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 三本木 規 郡山市田村町正直字南三四番地

大越 一紀 同 市田村町大供字西原八七番地

矢吹 照男 同 市田村町岩作字坂ノ上六九番地

横田 徳夫 同 須賀川市塩田字中屋敷一二四番地

熊田 俊雄 同 市小倉字長久保二二三番地

服部 義夫 同 市下小山田字八沼九七番地

宗形 隆 同 市雨田字寺後五番地

福田 文雄 同 市日照田字館二五番地

安田 博 同 市狸森字大内作八七番地

車田 次夫 同 石川郡玉川村大字小高字西屋敷三五番地

石森 春男 同 郡同 村大字山小屋字的場五番地

石井 清春 同 郡同 村大字竜崎字糺屋一二〇番地

田子 武幸 同 郡同 村大字川辺字武道一八一番地

宗形 徳次 同 郡同 村大字南須釜字長内四七番地の一

鈴木 茂夫 同 郡同 村大字北須釜字堀ノ内六九番地

加納 武夫 同 郡同 村大字中野字水内四九番地の一

二瓶 義雄 同 郡同 町大字曲木字古内四三番地

吉田 達夫 同 郡同 町大字母畑字樋田一六五番地

鈴木 清一 同 郡同 町大字沖ノ田輪四五番地

小豆畑茂美 同 郡同 町大字沢井字十三塚三四番地の一

清野 宏 同 郡同 町大字赤羽字新宿一三〇番地

大野 峯 同 郡同 町大字東上野出島字谷地前一番地五

鈴木喜四郎 同 郡同 町大字東上野出島字横山三六番地

北條 一明 同 郡同 町大字下野出島字中里五六番地

桐生 傳一 同 郡同 町大字下野出島字中里五六番地

大竹 與吉 同 石川郡玉川村大字岩法寺字下竹ノ内二〇番地

本宮 勝正 同 白河市東上野出島字板倉前一九三番地

(農村計画課)

公告第二百九十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十一年五月二十九日

土地改良区の名称
 高木用水土地改良区

福島県知事 佐藤雄平

退任した役員	氏名	住所
理事	菅野 寅治	本宮市高木字山王川原一番地
	根本 一	市高木字猫田四九番地三
	根本 國男	市高木字戸崎八四番地二
	太田 有繁	市高木字舟場五八番地
	千葉 清	市高木字北ノ脇二二番地二
	加藤 壽男	市高木字久保四二番地
同	川名 信司	市高木字長瀬二五番地二
同	大野 竹夫	市高木字金瀬三七番地一
就任した役員	氏名	住所
理事	川名 一幸	本宮市高木字赤木三六一番地一
	菊地 章	市高木字戸崎九四番地三
	千葉 清	市高木字北ノ脇二二番地二
	根本 守	市高木字久保四七番地
	佐々木正一	市高木字大学十三番地四
	根本 博	市高木字原一二番地一
同	増子 博	市高木字大屋敷三八番地
同	日向 一雄	市高木字久保三五番地

（農村計画課）

公告第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十一年五月二十九日

土地改良区の名称
 赤羽新屋敷土地改良区

福島県知事 佐藤雄平

退任した役員
 氏名 住所
 理事 郷 泰隆 石川郡石川町大字新屋敷字石船三番地の二

同	郷 安彦	同	町大字新屋敷字新覚一四番地
同	郷 三記雄	同	町大字新屋敷字塩塚四一番地
同	吉田 友一	同	町大字新屋敷字鳥内一八番地
同	二瓶 和洋	同	町大字赤羽字浦四四番地
同	江尻 光男	同	町大字赤羽字森屋段一一五番地の二
同	江尻 啓	同	町大字赤羽字新宿一〇八番地
同	水野谷公雄	同	町大字赤羽字新宿六〇番地
同	佐川 利秋	同	町大字赤羽字達中久保六四番地
同	藤田 浩伸	同	町大字赤羽字新覚六一七番地
同	郷 量平	同	町大字新屋敷字新覚六四番地
同	野内 昭楠	同	町大字新屋敷字耕土三番地の二
同	佐川 正弘	同	町大字赤羽字森屋段六六番地
就任した役員	氏名	住所	
理事	二瓶 和洋	石川郡石川町大字赤羽字浦四四番地	
	江尻 光男	同	町大字赤羽字森屋段一一五番地の二
	江尻 啓	同	町大字赤羽字新宿一〇八番地
	水野谷公雄	同	町大字赤羽字新宿六〇番地
	佐川 利秋	同	町大字赤羽字達中久保六四番地
	藤田 浩伸	同	町大字赤羽字新覚六一七番地
	郷 量平	同	町大字新屋敷字新覚六四番地
	野内 昭楠	同	町大字新屋敷字耕土三番地の二
	佐川 正弘	同	町大字赤羽字森屋段六六番地

（農村計画課）

公告第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十一年五月二十九日

土地改良区の名称
 広戸川沿岸防災溜池土地改良区

福島県知事 佐藤雄平

退任した役員
 氏名 住所
 理事 兼子 司 岩瀬郡天栄村大字白子字東原三番地

同	柴田	一男	同	郡同	村大字牧之内字惣五郎内二七番地
同	森	久男	同	郡同	村大字牧之内字郷戸一一番地二
同	北畠	力男	同	郡同	村大字牧之内字児渡四二番地一
同	深谷	淑孝	同	郡同	村大字上松本字戸ノ内屋敷一三番地
同	芳賀	友一	同	郡同	村大字下松本字横内六番地
同	瀨和	元司	同	郡同	村大字白子字西ノ内一八番地
同	兼子	秀雄	同	郡同	村大字白子字中屋敷四七番地
同	小針	忠司	同	郡同	村大字飯豊字西田一八番地
同	宇佐美	廣仁	同	郡同	村大字高林字日向五七番地
同	内山	幸義	同	郡同	村大字柿之内字沖内一二番地
同	岩崎	好道	同	須賀川市保土原字南屋敷四八番地	
同	佐藤	精次	同	市保土原字新屋敷三八番地	
同	常松	春男	同	市保土原字新屋敷五番地	
同	岡谷	吉司	同	西白河郡矢吹町境町二一二番地	
同	桑名	和夫	同	須賀川市保土原字中屋敷八三番地	
同	増子	弘	同	岩瀬郡天栄村大字上松本字板屋々敷一二番地	
同	水野	信雄	同	郡同 村大字小川字中屋敷二三番地	
就任した役員	氏名		住所		
理事	兼子	司	岩瀬郡天栄村大字白子字東原三番地		
同	柴田	一男	同 郡同 村大字牧之内字惣五郎内二七番地		
同	森	久男	同 郡同 村大字牧之内字郷戸一一番地二		
同	二瓶	政男	同 郡同 村大字牧之内字女神二八番地		
同	岡部	政行	同 郡同 村大字上松本字男神屋敷一〇番地		
同	芳賀	友一	同 郡同 村大字下松本字横内六番地		
同	町島	一郎	同 郡同 村大字白子字今坂一五番地		
同	村越	進一	同 郡同 村大字白子字弘法檀五番地一		
同	小針	忠司	同 郡同 村大字飯豊字西田一八番地		
同	岡谷	要	同 郡同 村大字高林字東五番地五		
同	内山	福雄	同 郡同 村大字柿之内字沖内一一番地		
同	桑名	幹男	同 須賀川市保土原字水溜一〇番地		
同	常松	新一	同 市保土原字北屋敷五五番地		
同	常松	平	同 市保土原字中屋敷六五番地		
同	岡谷	吉司	同 西白河郡矢吹町境町二一二番地		
同	佐藤	喜幸	同 須賀川市保土原字中屋敷九三番地		
同	芳賀	善一	同 岩瀬郡天栄村大字下松本字横内四番地一		
同	後藤	勝義	同 郡同 村大字小川字上屋敷三二番地		

(農村計画課)

公告第二百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十一年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

三春町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

監事 鈴木 肇 田村郡三春町大字鷹巣字屋戸一〇四番地

(農村計画課)

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。)第三十三条の規定により、平成二十一年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十一年五月二十九日

福島県議会議長 佐藤 憲保

1 公文書の開示の請求及び申出の状況

(1) 請求等の内訳

(単位 件)

区	分	件数
請	求	8
申	出	0
合	計	8

注

1 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう(以下同じ。)

2 「申出」とは、福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例(平成21年福島県条例第57号)による改正前の条例第31条の規定による公文書の任意開示の申出をいう(以下同じ。)

(2) 請求権者等別の内訳

(単位 件)

区 分	件 数
請求	8
県の区域内に住所を有する者からの請求	8
県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体からの請求	0
県の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者か らの請求	0
県の区域内に存する学校に在学する者からの請求	0
その他議会が行う事務又は事業に利害関係を有すると 認められるものからの請求	0
小 計	8
申出	0
請求権者以外のものからの申出	0
合 計	8

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

区 分	請 求	申 出	合 計
全 部 開 示	8	0	8
一 部 開 示	0	0	0
小 計	8	0	8

不 開 示	0	0	0
うち公文書の不存在	0	0	0
請求又は申出の取下げ	0	0	0
却 下	0	0	0
合 計	8	0	8

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (個人情報)	0	0	0
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0
合 計	0	0	0

3 不服申立ての状況

公文書の開示の請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(単位 件)

不 服 申 立 て	決 定

前年度からの 繰越件数	当該年度中に あった新規件数	却下	棄却	認容	一部 認容	小計	取下げ	審理中
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(繰 添 添)

福島県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の2及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の2及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則

(指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の2及び第12条の3の医師は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから指定するものとする。

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第2号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に掲げる病気を除く。)にかかつている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に掲げる病気にかかつている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

知症である者

(告示)

第2条 福島県公安委員会は、前条の規定により医師を指定したときは、次に掲げる事項を福島県報で告示するものとする。

- (1) 指定した医師の氏名
 - (2) その者が勤務する病院等の名称及び所在地
 - (3) 診断の対象者
 - (4) 指定年月日
- (委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、福島県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第7号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則(昭和35年福島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(以下「運転免許課」という。)」を削る。

第22条第1項中「運転免許課」を「福島県警察福島運転免許センター、福島県警察郡山運転免許センター」に改め、同条第2項中「運転免許課」を「福島県警察福島運転免許センター」に改める。

第29条の2の次に次の1条を加える。

(認知機能検査)

第29条の3 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査は、公安委員会の指定する場所において行う。

2 前項の検査を受けようとする者は、様式第18号の2の認知機能検査受検申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第30条第1項中「及び第2項」を「から第5項まで」に改め、同項第1号中「免許試験(1)」を「法第102条第1項の規定に該当する者又は免許試験(1)に改め、同項第2号中「免許(1)」を「法第102条第2項若しくは第3項の規定に該当する者又は免許(1)に改める。

第30条の2中「第90条第6項」を「第90条第8項」に、「第103条第5項」を「第103条第6項」に改める。

第31条中「第107条の5第4項」を「第107条の5第5項」に改める。

第30条の8第1項中「運転免許課」を「福島県警察福島運転免許センター、福島県警

警察部山運動転免許センター」に改める。
 第36条の10第1項中「運転免許課」を「福島県警察福島運動転免許センター」に改める。
 様式第18号の次に次の1様式を加える。
様式第18号の2 (第29条の3関係)

認知機能検査受検申請書				年 月 日
福島県公安委員会				
フリガナ	(氏)	(名)	生年月日	
氏名			年 月 日	
住所				
免許証番号	第	号		
有効期限	年 月	日まで有効		
交付公安委員会	公安委員会			

収入証紙欄		
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第19号中「第102第1項」を「第102条第1項」に改める。

「第2項」

様式第19号の2中「第102条第2項」を「第103条第4項」に改める。

様式第19号の3中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。

様式第19号の4中「第102条第1項」を「第102条第5項」に、「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改める。

様式第19号の6及び様式第19条の7中「第90条第6項」を「第90条第8項」に改める。

様式第40号の2中

講習区分 (○で囲む。)	1 高齢者講習 (円)	2 小特のみの高齢者講習 (円)
-----------------	-------------	------------------

「
 受講者区分
 (○で囲む。)
 1 小型特殊免許以外の免許を受けている者
 (1) 75歳未満 (2) 75歳以上
 2 小型特殊免許のみを受けている者
 」に改める。

様式第40号の5中

1 チャレンジ講習	(円)	(円)
2 特定任意高齢者講習 (簡易講習)	(円)	(円)
3 特定任意高齢者講習 (シニア運転者講習)	(円)	(円)

「
 1 チャレンジ講習
 2 特定任意高齢者講習 (簡易講習)
 3 特定任意高齢者講習 (シニア運転者講習)
 (1) 75歳未満 (2) 75歳以上
 」に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

福島県公安委員会公告第4号

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 附則第7条第1項の規定により検定合格者審査 (以下「審査」という。) を次のとおり実施する。

平成21年5月29日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

1 審査を行う警備業務の種別及び級、日時並びに場所

- (1) 警備業務の種別及び級
- ア 空港保安警備業務 1級及び2級
 - イ 施設警備業務 1級及び2級
 - ウ 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - エ 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
 - オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級

(2) 日時

- 平成21年7月13日(月)
- ア 午前の部 午前9時から正午まで
 - イ 午後の部 午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 場所

- 福島県青少年会館(福島県福島市黒岩字田部屋53番5)
- 電話024-546-8311

2 審査対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条に規定する検定に合格した警備員である者で、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者に該当しないもの

3 審査の定員

各部とも25名

4 審査申請手続等

(1) 審査申請手続
審査を申請する者は、福島県内の各警察署に備付けの審査申請書に必要事項を記入し、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める警察署に提出すること。

なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

ア 福島県公安委員会により旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)を交付された者 福島県内の最寄りの警察署

イ 他の都道府県公安委員会により合格証を交付された者(福島県内に住所を有する者(以下「県内住所者」という。))又は福島県外に住所を有する者で福島県内に所在する営業所に属する警備員であるもの(以下「営業所警備員」という。))に限る。) 県内住所者にあつてはその住所地を管轄する警察署、営業所警備員にあつては当該営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 添付書類

(1)のアに掲げる者にあつては(1)の審査申請書に次のア及びイに掲げる書類を、(1)のイに掲げる者のうち県内住所者にあつては(1)の審査申請書に次のア、イ及びウに

掲げる書類を、(1)のイに掲げる者のうち営業所警備員にあつては(1)の審査申請書に次のア、イ及びエに掲げる書類をそれぞれ添付すること。

ア 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの) 1葉

イ 合格証の写し 1通

ウ 住所地在明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 1通

エ 営業所に属することを疎明する書面 1通

(3) 審査申請の受付期間

平成21年6月12日(金)から同月25日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

の午前9時から午後5時まで
なお、各部とも審査の申請の先着順に審査を受ける者を決定し、審査を受ける者の数が定員に達したときは、その後の申請については、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(4) 審査手数料

ア 金額

4,700円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、既納の審査手数料は、返還しない。

5 留意事項

(1) 審査を受ける者は、審査当日に合格証を持参すること。

(2) 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

6 審査に関する問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

福島県監査委員

福島県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月29日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
福島県監査委員 宗 方 保

実直宏 野崎高野 福島県監査委員
 之宏 高野 福島県監査委員

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
橋本 寿	福島県郡山市駅前一丁目4番4号
渡辺 和栄	福島県郡山市山根町三丁目25番地 ネオハイツ郡山南1106
齋藤 匡弘	福島県郡山市開成六丁目75番地
半沢 裕子	福島県郡山市富田町字大徳南19番地の1 フォーストハイツ A202号
遠藤 美枝	福島県田村市船引町春山字上ノ台464番地

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 平成21年6月1日から平成22年3月31日まで

福島県労働委員会

公告第一号
 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。
 平成二十一年五月二十九日

福島県労働委員会
 会長 本田 哲夫

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授		平成20年6月24日
菅家 節子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		同

新開 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授		同
本田 哲夫	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
影山 道幸	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県連合会事務局長	全日通労働組合福島県支部執行委員長	同
富永 信明	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟福島県支部長	ゼンセン同盟山形県支部長	同
根本喜代江	福島県労働委員会労働者委員 東北ケーズデンキレインバークニオン書記長	よつば電機レインバークニオン執行委員	同
樋口 正	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県連合会参与	日本労働組合総連合会福島県支部事務局長	同
平野 準一	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部委員長	東北電力労働組合福島県本部副委員長	同
唐橋幸市郎	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取締役社長		同
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務理事	福島県経営者協会連合会事務局長	同
鈴木 安利	福島県労働委員会使用者委員	株式会社クレハ環境相	同

福井 邦顕	福島県労働委員会使用者委員 日本企業工業株式会社代表取 締役会長	日本企業工業株式会社 代表取締役社長	同
森岡 幸江	福島県労働委員会使用者委員 株式会社辰巳屋代表取締役社 長	株式会社辰巳屋専務取 締役	同
藤原 良一	福島県労働委員会事務局長	生活環境部政策監	平成21年4 月
大川原公年	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	保健福祉部参事兼生活 福祉領域地域福祉グルー プ参事	平成19年4 月24日
二瓶 弘	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	教育庁生涯学習領域施 設運営グループ主幹	平成21年4 月28日
高階 勇康	福島県県北地方振興局企画商 工部長	文書管理領域公立大学 法人グループ主幹	平成20年4 月22日
笠原 裕二	福島県県中地方振興局企画商 工部長	企画調整部主幹	同
鈴木千賀子	福島県県南地方振興局次長兼 企画商工部長	企画調整総務領域計画 評価グループ参事	同
塚原 啓史	福島県会津地方振興局企画商 工部長	労働領域技能振興グルー プ主幹	同
皆川 誠司	福島県南会津地方振興局次長 兼企画商工部長	労働領域雇用対策グルー プ参事	同
鈴木 文男	福島県相双地方振興局次長兼 企画商工部長	出納局参事兼審査課長	平成21年4 月28日
滝口 守弘	福島県いわき地方振興局企画	県南農林事務所次長兼	平成19年4

商工部長

企画部長

月24日

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十一年五月十三日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十一年五月二十九日

福島県収用委員会

会 長 渡 邊 健 壽

一 起業者の名称

東日本高速道路株式会社

二 事業の種類

高速自動車国道常磐自動車道新設工事（福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平地内から同町大字下野上字清水地内まで、同郡双葉郡大字山田字東西羽黒地内から同町大字山田字上萩平地内まで、同町大字寺沢字唐沢地内から同郡浪江町大字井手字大円川原地内まで、同町大字加倉字今神地内から同町大字室原字田子平地内まで、南相馬市小高区川房字四ツ栗地内、同市小高区金谷字作迫地内から同市小高区飯崎字一ノ関地内まで、同市小高区大富字北谷地内から同市小高区羽倉字南沢地内まで、同市原町区馬場字原地内から同市原町区馬場字下中内地内まで、同市原町区信田沢字道ノ上地内から同市鹿島区小池字立ノ沢地内まで、同市鹿島区小山田字大日沢地内から同市鹿島区浮田字鶴位地内まで、相馬市富沢字藤木地内から同市富沢字焼切地内まで及び同市今田字久保前地内から同市粟津字愛ノ沢地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地番	地目		地積（平方メートル）		取用しようとする土地の地積（平方メートル）
	登記簿	現況	登記簿	実測	
福島県南相馬市鹿島区浮田字根木沢	二四五番	山林	原野	二、五一九	二、五一九・〇〇

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分
富澤和史	福島県南相馬市鹿島区浮田字浮田二〇四番地の二	五四分の一
不明 ただし、(亡) 遠藤富枝の法定相続人である次の者の全員又は一部の者 リチャード デヨ 又は オースチン ・デールガ ウン	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 宮城県仙台市原町南目字柳沢一六)	四三三三分の一
岡和田西治	不明	五四分の一
濱名廣身	東京都大田区北馬込二丁目二六番八号 ヒルト ツプハウス一〇二	三三四分の一
高橋明	静岡県沼津市庄栄町六番二八号 グランドハイ ツ庄栄1-D	六四八分の一
高橋光江	茨城県筑西市乙五七四番地	一六二分の一
天野和男	千葉県柏市増尾七丁目一七番四号	九七二分の一
天野徳夫	千葉県柏市東中新宿四丁目一番五―三〇五号	九七二分の一
生方ミツ子	北海道河東郡音更町緑陽台南区三番地六七	六四八分の二
大和田忠孝	福島県南相馬市鹿島区寺内字横峯四九番地の一 八	一三五〇分の一

氏名	住所	持分
蛭田春二	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 埼玉県川口市柳根町二番三〇号 石川ハウス一〇二号(平成一四年六月二七日職権消除))	一六二〇分の一
不明 ただし、(亡) 米田源治郎の「判明している次の法定相続人及びいまだ判明せざる法定相続人」のうちの全員 又は一部の者 米田弘	福島県南相馬市鹿島区浮田字満中内九三番地の一	五四分の一
若しくは 米田君子	福島県南相馬市鹿島区浮田字榎木沢三一五番地	
若しくは 米田和徳	福島県南相馬市鹿島区浮田字榎木沢三一五番地	
若しくは 草野恵子	福島県相馬市坪田字神路町二三番地	
若しくは 大沼セツ子	千葉県千葉市緑区誉田町一丁目七九三番地の一 四	
若しくは 加藤一男	福島県南相馬市鹿島区浮田字野中一七二番地	
若しくは 加藤みさ子	福島県南相馬市原町区西町一丁目八〇番地の四 (西町ニューアパート八号)	
若しくは 加藤一弘	福島県南相馬市鹿島区浮田字野中一七二番地	
若しくは 平井恵喜子	北海道帯広市西十四条南二丁目一番地 北郊団 地一号棟一三三	
若しくは 島田忠雄	福島県相馬市沖ノ内一丁目一六番地の二	
米本權治	神奈川県川崎市高津区野川三九二一番地 市営	一四五八分の一

○平成二十一年四月十七日付け定例第二千七百三十三号中

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

二五一	上	目次中	福島県を発注者として競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を	福島県を発注者として競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を
-----	---	-----	--	--

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

吉田幸夫	北海道旭川市緑町十六丁目三〇二二番地	二二六八分の一	不明(ただし、住民票上の最終住所 千葉県市原市八幡二〇九六番地四(平成一八年三月二九日職権消除)	四一五八〇分の一	住宅二二二〇一	不明(ただし、住民票上の住所 北海道江別市大麻東町一七番地の五)	五六七〇分の一	茨城県結城市大字結城二五五〇番地	三四〇二〇分の一	岩倉治幸	不明(ただし、住民票上の住所 北海道札幌市中央区南七条西二十二丁目四番一号 静穏荘二号)	三四〇二〇分の一	岩倉勇	不明(ただし、住民票上の住所 北海道札幌市西区発寒十四条二丁目二番一五号 美弥湖マンション一〇二号)	三四〇二〇分の一	内山久子	不明(ただし、住民票上の住所 北海道札幌市中央区南七条西二十二丁目四番一号 静穏荘二号)	三四〇二〇分の一	高橋賢司	不明(ただし、住民票上の住所 北海道江別市大麻東町一七番地の五)	五六七〇分の一
------	--------------------	---------	--	----------	---------	----------------------------------	---------	------------------	----------	------	--	----------	-----	--	----------	------	--	----------	------	----------------------------------	---------

要件とする資格並びに当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期等を公示する件	を要件とする資格並びに当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期等を公示する件
--	---